

【ポスター発表】

**都道府県・政令指定都市・中核市における生活介護・就労継続支援B型事業所の
実態把握とサービスの評価についての考察**

○ 国立のぞみの園 岡田 裕樹 (8863)

古屋 和彦 (国立のぞみの園・8758)

キーワード：生活介護、就労継続支援B型、実地指導・監査

1. 研究目的

障害福祉サービスを提供する事業のなかで、通所による日中活動を提供する生活介護事業所、就労継続支援B型（以下、就労B型、という）事業所は、事業所数、利用者数ともに年々規模が拡大している。平成29年（2017年）では、就労B型事業所は全国で約1万1千事業所であり、生活介護事業所も障害者支援施設の生活介護を含めると約1万事業所あると推察され、障害者の日中活動、福祉的就労の場として中心的役割を担っている両事業について、その実態を明らかにする調査研究が必要である。

本研究では、生活介護事業所、就労B型事業所の指定権限がある全国の都道府県、政令指定都市、中核市を対象としたアンケート調査を行い、生活介護、就労B型事業所の各自治体における状況について把握することを目的に、自治体が実施した実地指導・監査の結果や、地域から寄せられる生活介護、就労B型事業所に係る問い合わせ等についての調査を実施した。本研究では、上記の調査結果等を踏まえて、生活介護、就労B型事業所の自治体における実態把握を行い、現状の課題を踏まえ、生活介護、就労B型事業所のサービスの評価について考察をすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

平成29年度に国立のぞみの園が実施した「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究」において、全国の生活介護、就労B型事業所において、高齢や重度の障害がある利用者の支援が役割となっており、また長距離の送迎支援等の実態から、地域の社会資源の不足や高齢化、過疎化などの地域の課題が影響を及ぼしていることが推察された。

本研究では、さらなる実態把握を目的として、全国の都道府県、政令指定都市、中核市121自治体に対し、郵送によるアンケート調査を実施した。調査内容は、①生活介護、就労B型事業所の平成29年度実地指導・監査の状況、②生活介護、就労B型事業所に関して自治体に地域から寄せられている苦情、等とした。

3. 倫理的配慮

本研究を実施するにあたり、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た。

4. 研究結果

アンケート調査の結果、96自治体（回収率79.3%）から回答を得ることができた。

「平成29年度実地指導・監査の状況についての実績」では、調査結果について、実地指導・監査を実施した事業所数に対して、文書指摘を行った事業所数の割合が、生活介護が47.6%、就労B型が64.3%であった。そのうち、具体的な基準項目では、生活介護、就労B型いずれも「運営に関すること」が約7割を占めていた。また、減算処分の内容ごとの文書指摘を行った事業所数に対する割合では、生活介護は「医師未配置減算」が3.6%、「生活介護計画未作成減算」が1.0%で、就労B型は、「就労継続支援B型計画未作成減算」が1.8%であった。

「地域（利用者、家族、他事業所、関係機関、地域住民等）から寄せられている苦情等について」では、記述された回答を、その内容別に「支援に関すること」「運営に関すること」「地域に関すること」「制度に関すること」「特になし」の大項目に分類したところ、生活介護、就労B型いずれも「支援に関すること」が半数以上を占め、次いで「運営に関すること」、「地域に関すること」、「制度に関すること」であった。さらに、具体的な内容となる小項目ごとでは、生活介護は、「事業所・職員の対応」「支援の質」が多く、就労B型は、「事業所・職員の対応」「工賃」「支援の質」が多かった。

5. 考察

今回の調査で、実地指導・監査の調査結果から、文書指摘を行った事業所が多数であり、また減算処分の内容において、生活介護、就労B型事業所いずれも（個別支援）計画未作成減算が上位であり、利用者の支援において必須である個別支援計画が未作成の事業所が一定数あることが明らかになった。

さらに、地域から寄せられている苦情等の調査結果から、生活介護、就労B型事業所に対して寄せられている地域からの問い合わせは、「利用者の権利擁護」と「個別支援」に関する内容が多いことがうかがえた。利用者の権利擁護については、虐待の疑いのある不適切な行為や、日常の支援のなかでの職員の利用者に対する態度や言動について言及されたものが多かった。また、個別支援では、障害特性に合わせた支援や作業環境の整備について言及されたものが多く、さらに就労B型では、工賃の多寡に関する問い合わせが多かった。

上記を踏まえると、生活介護事業所、就労B型事業所について、個別支援計画作成等の基準省令の遵守はさることながら、利用者の権利擁護や利用者個々の特性に合わせた支援の実施が現状の課題であり、サービスの質の評価に関わる重要な要素であると言える。

（本調査は、平成30年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」の一部である。）